

令和7年 第7回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第7回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年7月25日(金)					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年7月25日 午前9時30分				
	閉会	令和7年7月25日 午前10時15分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	×	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
会議録署名委員	席番 17 番	福岡 剛	席番 18 番	中之内 瑞穂		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	黒石		
	主幹兼農地 GSL	圖師	主幹兼農地 GSL	杉原		
	主事 補	河野	主事 補	花木		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の 指名について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>柳井委員、福留委員から欠席の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田委員、工藤委員、坪田委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番17番、福岡剛委員と、席番18番、中之内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>3月の総会で依頼のありましたあっせんが農地法第3条で成立しましたので報告いたします。</p> <p>議案書4ページのあっせん成立資料番号5番です。</p> <p>所在、地目等は、資料のとおりですが、場所は、特別養護老人ホーム賀寿園から南へ30m進み左折し、100mほど先に進んだ左側のところです。</p> <p>譲受者は、志布志町安楽に事務所のある株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>主にトウモロコシ、ケール等を栽培しており、農機具は、トラクター30台、耕運機10台の他、防除機等7台を保有されています。</p> <p>株式会社〇〇さんの事務所からは、車で5分以内の距離にあります。あっせん価格は、畑5,428㎡で、総額で400万円でした。</p> <p>あっせん委員は、谷宮委員と私、神宮司でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡剛	<p>4月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法第3条で成立しましたので報告いたします。</p> <p>4ページのあっせん成立資料番号6番です。</p> <p>所在、地目等は、資料のとおりですが、場所は、志布志より松山尾野見方向へ向かう途中に、下柳入口バス停十字路があります。</p> <p>そこを左へ300m進み、三差路を右へ200m進んだ左手に3385番1と2があり、さらに、100m進んだ三差路正面に住宅があり、その裏に3378番1と3423番1があります。</p> <p>譲受者は、志布志町安楽に事務所のある株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん</p>

		<p>んです。</p> <p>〇〇さんは、従業員 198 人で、主にとうもろこし、ピーマン、ケール等を栽培されており、トラクター30 台の他、防除機等多数保有されています。</p> <p>〇〇さんの事務所からは、車で5分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は、畑 7,078 m²で、総額で 25 万円でした。</p> <p>あっせん委員は、下山委員と私、福岡でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>〇〇さんの分でございますが、ただいまあっせん活動を行っている途中でございます。頑張っあっせん活動をしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの方ですが、価格交渉にずっと入っているのですがなかなか決まっておられません。</p> <p>引き続き、活動を継続していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、工藤委員の報告ですが、欠席のため、事務局の方で報告をお願いいたします。</p>
事務局	黒石	<p>それでは、令和 7 年 4 月総会で依頼のありました〇〇さんの田の件ですが、工藤委員の方から欠席の届出がありました。</p> <p>事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。</p> <p>現在買い手を探しているものの決定に至っていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、道山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>5 月の総会で依頼のありました〇〇さんの分について、現在、あっせん活動中でございますけれども、まだ契約には至っておりません。引き続きあっせん活動を実施して参ります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>6 月の総会で依頼を受けました〇〇さんのあっせんですが、数件ほど話ししてはいますが、まだ決まっています。</p> <p>引き続き活動を継続していきたいと思っております。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>7 月 1 日、事務打合せを、9 日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。また、同日、有明地区公民館で、農業公社研修生修了式及び受入式に、市役所所有明庁舎で、新規就農者励ましの会並びに家族経営協定締結式に参加、10 日、鹿屋市にて、大隅地区農業委員会連絡協議会総会に出席しました。</p>

<p>会場 議長 委員</p>	<p>萩迫 神宮司</p>	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>まずは、6ページ、番号51番について審議いたします。番号51番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号51番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、68歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽平城にあります株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん、74歳です。</p> <p>申請地は、議案書6ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町にあるAコープあおぞら店から県道志布志有明線523号を道なりに、東へ1kmほど進み、信号機を右折し700m先の左側に、アリス美容室があります。向かい側の道路を右折し500mのところにお茶畑が広がっています。</p> <p>8筆隣接してあります。</p> <p>法人事務所から、車で5分以内のところにあります。株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族4人、雇い人で、お茶、米、蕎麦を栽培しており、申請地には、20年ほど前からお茶を作付けして現在までに至っております。今後もお茶栽培を続けていきます。</p> <p>また、トラクター2台、耕運機2台、自走式田植え機1台、コンバイン1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 会場 議長</p>	<p>委員 萩迫 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、7ページ、番号52番について審議いたします。それでは、同じく、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>神宮司</p>	<p>会長より依頼のありました番号52番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書7ページに記載されているとおりで、申請地の場所は、県道志布志福山線にあるファミリーマート志布志見帰店から、北東へ約5km進み、県道3号線に突き当たります。そこを右折し20m先左側に、11650番</p>

		<p>3と11651番4の2筆あります。法人事務所から約5分のところにあります。</p> <p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員198人で、ケール、トウモロコシ等を栽培しており、申請地には、トウモロコシを作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター30台、耕運機10台、防除機等数台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号53番について、審議いたします。
事務局	花木	<p>それでは、柳井委員が欠席のため、事務局の報告をお願いいたします。</p> <p>番号53番を、柳井委員に代わりましてご報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市喜入町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、志布志庁舎より国道220号線を申間方向に約2km行き、外岩戸石油の手前を右折し、約200m行った先の左側です。譲受人宅から1分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、専業農家でシキミを栽培しており、申請地にもシキミが作付けされていました。</p> <p>また、農機具等は保有されず、すべて手作業でされているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号54番について、審議いたします。
委員	吉野	<p>それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号54番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、平城集落の上の台地、私の家の隣に〇〇さんは住んでおりますが、そこから市役所有</p>

		<p>明庁舎方面へ100m進んだ野井倉土地改良区内の田んぼです。</p> <p>譲受人宅からは100mぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者として5年は経ちましたが、認定農家になりました。夫婦、そして臨時従業員2人を雇用し4人で、甘藷を主に栽培しております。</p> <p>申請地には、早期水稲が作付けされ、もうすぐ稲刈りが始まるころでもございます。トラクター4台、甘藷ハーベスタ、田植え機、コンバインを所有しています。</p> <p>この土地は、〇〇さんが相続を受けて、今年の正月から2月にかけて、2枚の田んぼを1枚に造成して、田植えがされたところでございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況から、何ら支障はないものと思われま。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、8ページ、番号55番について、審議いたします。
		それでは、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号55番を報告いたします。
		譲渡人は、曾於市末吉町岩崎にお住まいの〇〇さん、60歳です。
		譲受人は、有明町伊崎田中野集落にお住まいの〇〇さん、82歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道63号線志布志福山線沿いの伊崎田小学校から、東へ2.5km進むと川路集落の交差点に出ます。そこを右に100m進み、中野集落入口交差点を上がり切ったところ、右に200m進んだ左にあります。譲受人宅から約15mのところにあります。
		〇〇さんは、1人で水稲と甘藷を作付されており、申請地の場所には甘藷を作付することです。
		また、トラクター1台、自走式田植え機1台を保有しています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも、支障はないと思われま。
		ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	坂中	次に、番号 56 番について、審議いたします。 それでは、坂中委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 56 番を報告いたします。 譲渡人は、有明町小松集落にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、地番 1835 番 4 は、譲渡人宅の北側 30m のところに位置します。 耕運がしてありましたが、秋そばを作付する予定とのことです。 地番 1980 番 2 は、小松集会所から西側へ 200m 進んだ右側に位置します。 甘藷の作付がしてありました。 地番 3925 番 4 は、県道 523 号志布志有明線の市役所有明庁舎入口から蓬 原方面へ 400m 進み、四差路を左折し、下野井倉集落方面へ 300m 進んだと ころを右折し、100m 進んだ左手に位置します。早期水稻の作付がしてあり ました。 〇〇事務所から 3 筆とも、2 分以内のところにあります株式会社〇〇は、 農地所有適格法人で、代表者と従業員 14 名で、水稻 50ha、馬鈴薯 20ha、甘 藷 13ha を主に作付しております。 また、トラクター 15 台、コンバイン 3 台、田植え機 3 台、普通トラック 10 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	平井	次に、番号 57 番について、審議いたします。 それでは、平井委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 57 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布 志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、蓬原小学 校から、県道を南に 400m 進んだ左手に位置します。 譲受人宅から、徒歩 1 分のところにあります。 父、〇〇さんが、認定農家であり、家族協定をされているとのことです。 父母と 3 人で、生産牛を 45 頭飼っており、申請地には、牧草を作付する 予定とのことです。また、父、〇〇さんの所有のトラクター 6 台、牧草関係

		<p>の機械を一式保有しており、父と2人で、牧草作業されてます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも、支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようです。お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。
		次に、9ページ、番号58番について、審議いたします。
		それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号58番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、福岡県直方市大字頓野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、72歳で、譲受人は有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、41歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されておるとおりで、相手方の要望、規模拡大です。申請地の場所は、野神校区内に走ってまそお街道沿いに森林組合があります。その森林組合の西側に農地の広がりがありその中の一筆となります。距離としては、森林組合の材木置き場より、500m西へ進んだところを右折し、そこから2番目の農地になります。</p> <p>譲受人宅からは、500mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、父と2人で、水稻、お茶、生産牛43頭を主に栽培されておると、申請地には、飼料の牧草を作付される予定とのことです。</p> <p>また、トラクター4台、耕運機1台、タイヤショベル2台、牧草用ロールラップ一式を保有されておると。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも、支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようです。お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。
		次に、番号59番について、審議いたします。
		それでは、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	<p>会長より依頼のありました番号59番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載してあるとおると、申請地の場所は、そお街道沿</p>

		<p>いにファミリーマート野神店があります。そこから南へ向かうとラーメン秀があります。そこを左折し、150m行き右折し、150m行き、また右折して、5枚目の畑になります。譲受人宅からは、車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者である〇〇製茶の〇〇さんの奥さんで、お茶を主に栽培しており、現在お茶が終わっておりました。</p> <p>また、〇〇製茶はお茶の機械を一式保有しております。</p> <p>〇〇製茶が一括管理することです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第4、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		まずは、11ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	議案第45号、番号7番について報告いたします。
		調査日は、7月7日、調査員は、平川委員、谷宮委員と私、栢山です。
		申請人は、宮崎市佐土原町下那珂にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、益田製麺の前の市道若汐線を海辺方向へ54m進んだ右手の農地の2枚目に位置するところです。転用目的は、一般住宅です。
		転用理由として、申請地南側に住宅を所有しており、住宅を建設する際に、申請地を敷地の一部としてしまっており、今回、始末書を付して追認で申請するものです。
		申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>まずは、13ページ、番号24番を審議いたします。現地を調査された本田委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	本田	<p>議案第46号、番号24番について報告いたします。</p> <p>調査日は、7月7日、調査員は、小園委員、隈元委員と私、本田です。</p> <p>貸付人は、兵庫県西宮市にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>借受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇自治会 代表者 〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、猜ヶ宇都公民館から市道吉村中野1号線を市役所方向に250m進み右折、農道約50m進んだ右手に位置します。</p> <p>転用目的は、以前より隣接地で、地域の生活水として利用されてきた水源地在が老朽化しているため、利用しやすいように申請地を整備し直すものです。</p> <p>なお、駐車場整備、水処理場等の整備費用は、有明コミュニティ協議会に市の補助事業が決定しております。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号25番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第46号、番号25番について報告いたします。</p> <p>調査日は、7月7日、調査員は、小園委員、本田委員と私、隈元です。</p> <p>総会資料は、11ページから13ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、南九州市知覧町西元にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんと、〇〇さんの奥さんは親子です。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんと、先ほどの〇〇さんの奥さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、市道飯山通山1号線から市道通山山ノ上2号線に入り130m進み右折、そこから80m進んだ左手に位置します。転用目的は、一般住宅です。</p> <p>隣は、奥さんの実家である〇〇さん宅です。</p> <p>排水については、雨水は市道沿いの側溝を、生活排水は下水道を利用することでした。</p> <p>その他、宅地の家を建てた残りがありますけども、残地は自家消費の農地として利用することでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号26番を審議いたします。現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	<p>議案第46号、番号26番について報告いたします。</p> <p>調査日は、7月7日、調査員は、隈元委員、本田委員と私、小園です。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、曾於市財部町南俣にお住まいの先ほど〇〇さんの息子さんの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんと〇〇さんの奥さんと行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書13ページ及び総会資料14ページから16ページのとおりです。</p> <p>場所は、先ほど隈元委員から報告がありました番号25番の農地の南側、左に隣接する位置です。転用目的は、一般住宅です。</p> <p>排水については、雨水は市道沿いの側溝を、生活排水は下水道を利用することでした。</p> <p>申請地の区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地を農地転用しても問題ないとの</p>

		<p>の意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第47号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	黒石	議案第47号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、促進計画(案)のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。
		議案書15ページ、農用地利用集積等促進計画(案)の総括表の所有権の移転をご覧ください。
		今回の促進計画(案)は、所有権移転の予定時期が令和7年度の10月1日となるもので、所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、面積は田が979㎡となっております。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書16ページに掲載してございますので、お目通しください。
		以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。
		まずは、16ページ、番号1番と15ページの総括表につきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局	河野	議案第47号の農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。
		議案書は、17ページから24ページとなっております。
		まずは議案書17ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和7年度の10月1日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が130,679㎡、畑が305,061㎡、樹園地が2,291㎡で、合計しますと438,031㎡となっております。農地の地権者数は89名、耕作者となる配分予定者は

		44名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。21ページの番号99・100・101番の配分予定者となっている有限会社〇〇は本市では農地所有適格法人にはなっておりませんが、農地中間管理事業の契約は、解除条件付きの貸借となります。また、ほかの法人については農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われま
		す。
		以上で、議案第47号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありましたが、18ページ、番号1番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
		ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号2番から番号3番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、
		ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号2番から番号3番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
		ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号4番から24ページ、番号201番までと、機構貸出分の番号1
		番から番号8番と、17ページの総括表につきまして、何かご意見ございませ
		んか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異
		議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第47号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。
事務局	黒石	次に、日程第8、議案第48号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 議案第48号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書26ページをお開きください。 番号12番の申出者は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、平川委員、垣内委員の指名をご提案いたします。 番号13の申出者は、霧島市霧島田口にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、脇田委員、工藤委員の指名をご提案いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第48号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員